

2014年4月19日

RID2660 2014-15度のための地区研修・協議会

財団部門資金管理について

14-15 財団資金管理小委員会 委員長 片岡利雄



補助金管理の責任体制

財団の補助金

クラブ

クラブ役員

クラブ役員が任命する責任者



り財務管理計画書の作成

財務管理計画書

購入物品等の目録システムの確立 と 記録の作成



補助金専用口座の開設

• 複数の補助金が混合されないこと

・入出金は2名以上の会員が管理すること

•銀行口座の引継計画書の作成と保管



問題点(2013-14年度)

- 1. 補助金を補助金口座から全額引き出し、クラブー般会計口座に入金してから支出しているため、補助金活動とクラブのその他会計が混在している
- 2. クラブ拠出金も一旦補助金口座に入金し、活動経費は全て補助金口座から支出すべきところ、補助金口座にクラブ拠出金を入金してのない



○報告事項

補助金を含む事業予算と領収書金額の一致

申請(ドル建て)と振込(円建て)による 為替差が発生

補助金の未使用分は、全額地区へ返還



○問題点(2013-14年度)

補助金口座の収入支出(入出金)の記録と、報告書に整合性がない





補助金管理の透明性の確保

MOU·申請書·計画書·目録·報告書 銀行口座明細書·領収書·通信記録·写真



補助金の不正使用

不正使用や不適切な管理、または疑わしい場合には、 地区に報告しなければならない

不正使用の場合、補助金は全額返還のうえ、最高5年間にわたり補助金の受領を禁じられる可能性がある



利害の対立の回避

・補助金に関与する全ての人が、実際の利害

の対立や、利害の対立と認識される事態を

回避するよう活動することが求められる

御清聴、ありがとうございました

